

評価軸の設定にあたって

机上資料10：独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）より抜粋

【P12～15：Ⅲ5(1)①, ⑤, ⑥】

- 「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」に関する目標については、目標を定める際に「研究開発成果の最大化」の趣旨を踏まえ、量的な観点のみならず質的な観点も踏まえて総合的に評価・判断されるべきものであることに鑑み、適切に評価軸を設定する。
- それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する。

- 評価軸とは、例えば、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定されるもの。
- 研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することを重視して厳選した評価軸を設定することが重要である。
- 評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。
- 評価軸と関連する指標等として、法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定する。
- 研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分け、当該指標がどちらなのかを明示する。後者の例としてはハイリスク・ハイリターンな挑戦的な目標に係る論文発表数や共同研究件数等が考えられる。

机上資料9：独立行政法人の評価に関する指針（平成26年 9 月 2 日総務大臣決定）
より抜粋

【P21：Ⅲ6(2)①】

- 国立研究開発法人及び研究開発に関する審議会の意見等を踏まえて設定した評価軸を基本として評価を行う。ただし、国立研究開発法人における研究開発に係る事務及び事業は、諸事情の変化に応じて迅速かつ柔軟に対応していく動的なシステムの中で捉えていく必要があることから、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化等の諸事情により、従来の評価軸より適切な評価軸を設定する必要がある場合には、評価の実効性を確保するため、評価軸についても適切かつ柔軟に見直す。

【P24～26：Ⅲ7(1)①】

- 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとし、「B」を標準とする。
- ・「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など
 - ・「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など
- また、
- ・ A評定の判断としては、S評定には至らないが成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献
 - ・ B評定の判断としては、成果等の創出に向けた着実な進展
 - ・ C評定の判断としては、一層の工夫・改善の必要性
 - ・ D評定の判断としては、抜本の見直しを含め特段の工夫・改善の必要性が認められる場合が想定される。